

国001	項目名	傷病手当金(新型コロナウイルス感染症対策)
------	-----	-----------------------

予算書項目	傷病手当金(新型コロナウイルス感染症対策)	ページ	27
-------	-----------------------	-----	----

所属名	福祉部 保険年金課
-----	--------------

年度	R2
----	----

会計名	
国民健康保険費特別会計(事業勘定)	
款	保険給付費
項	その他の保険給付費
目	その他の保険給付費

(単位：千円)

補正前額	0
------	---

要求額	1,140
-----	-------

総務部長段階査定額	1,140
-----------	-------

その他財源の内訳	
分担金	0
負担金	0
使用料	0
手数料	0
財産収入	0
寄付金	0
繰入金	0
贈収入	0
その他	0

市長段階査定額	1,140
---------	-------

区分	補正額
財源内訳	
国・県支出金	1,140
地方債	0
その他	0
一般財源	0
計	1,140

行財政改革課処理欄

事業の概要

【問合せ先】国民健康保険係 0857-30-8222

【10次総の施策体系】1304

【事業の経過及び背景】

国民健康保険制度は、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとなっている。

令和2年3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」が決定され、新型コロナウイルス感染症に感染などした国民健康保険に加入の被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うことが盛り込まれた。

【事業の目的及び効果】

新型コロナウイルス感染症に関し、新型コロナウイルス感染症に感染などした国民健康保険に加入の被用者に対して、傷病手当金を支給する。

【事業の内容】

国民健康保険に加入の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発病等の症状があり感染が疑われる者に対して、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間を対象に傷病手当金を支給する。

○支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数